

基勞補発第0331003号

平成20年3月31日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補 償 課 長

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の
研究用支給についての運用上の留意事項について

1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給については、平成20年3月31日付け基発第0331006号により通達されたところであるが、その実施に当たっては下記の事項に留意されたい。

記

1 筋電電動義手の研究用支給実施要綱（以下「実施要綱」という。）の
3（1）について

- (1) 1 上肢を手関節以上で失った者に対する筋電電動義手の研究用支給は、今後の筋電電動義手の支給に当たっての問題点等を把握し、支給方法等について研究を行うものであることから、筋電電動義手を研究用支給する者は、支給後実施する調査に応じる義務が生じること等を懇切・丁寧に説明し、同意を得られた者とする。
- (2) 支給対象者の要件エ〜クについては、「義肢等補装具支給要綱の制定について」（平成18年6月1日付け基発第0601001号）の別添「義肢等補装具支給要綱」（以下「義肢等補装具支給要綱」という。）の別表1の1-（2）の（1）に定める要件ア〜オと同様であること。

2 実施要綱の3（2）について

研究用支給により筋電電動義手の支給を受けた場合の義肢の本数は、原則として、筋電電動義手を合わせて2本とされたところであるが、筋電電動義手に係る「義肢等支給・修理申請書」（義肢等補装具支給要綱の様式第1号。以下「申請書」という。）を提出した時に、耐用年数を

経過していない上肢に係る義肢を既に2本保有している者に対しては、さらに筋電電動義手を1本支給しても差し支えない。

ただし、筋電電動義手の支給後において上肢に係る義肢を支給する場合には、原則どおり筋電電動義手を合わせて2本を限度とすること。

3 実施要綱の3(4)について

1年度内における総本数は、全国で概ね20本程度であるので、筋電電動義手に係る申請書が提出され次第、本省に報告し、年度内の支給が可能であるか確認すること。

4 実施要綱の5について

(1) 協力医療機関については、全国に11病院としているが、その他の労災指定医療機関から協力医療機関として実施したい旨の要請があった場合は、速やかに本省補償課医事係あて報告し、本省の指示により対応すること。

(2) 適合判定結果が装着不可の場合、申請者が筋電電動義手の装着を希望しないことを申し出た場合又は実施要綱の3(1)の支給対象者の要件を満たさないと判断した場合であって、申請者(上肢に係る義肢を既に2本保有している者を除く。)が書面により筋電電動義手に代えて義肢を希望したときは、申請書の筋電電動義手を義肢に修正した上で、義肢の支給の手続を行っても差し支えないこと。

5 実施要綱の8について

筋電電動義手を支給した者に対する研究調査は、支給直後、支給から1か月後、3か月後、6か月後、1年後及び必要の都度、随時実施することとしている。

支給直後の調査については、実施要綱5(2)ウにより協力医療機関において行うこととするが、1か月後以降の調査については、本省において調査票を送付し、回収するが、都道府県労働局(以下「局」という。)に提出された場合には、本省に回送すること。

6 外科後処置実施要綱の運用について

筋電電動義手の研究用支給を希望する者において、障害(補償)給付を受けると見込まれる者であっても、外科後処置実施要綱の2の対象者として取り扱うこと。

7 実施要綱の周知について

(1) 本省の実施事項

平成20年5月末までに局及び協力医療機関あてにリーフレットを送付する予定であること。

また、関係学会に対し、本実施要綱に係る周知依頼を行う予定であること。

(2) 局の実施事項

ア 研究用支給の希望者から問い合わせがあった場合には、実施要綱の内容を説明すること。

イ 局のホームページに、本省から送付するリーフレット等の内容を掲載するなどの措置を講じること。